

県立公園内の撮影の手引き

神奈川県厚木土木事務所

商用目的の撮影や特定の場所を独占的に利用した撮影等を県立あいかわ公園又は県立七沢森林公园で行おうとする場合には、公園内行為許可（神奈川県都市公園条例第11条第1項第2号）が必要ですので、次のことに注意して申請してください。

なお、申請書を受理してから許可までの審査期間（標準処理期間）は11日間ですので、申請手続きは余裕をもって行ってください。利用希望日までの日数が確保できない場合、利用できない場合もございますことをあらかじめご了承ください。

1 申請フロー

① 利用相談、利用計画書の提出（許可の要否、利用可否、使用料の確認）

内容により申請の要否や手続が異なるため、まずは当所にご連絡ください。

利用計画書は下記まで提出してください。

[連絡先]

厚木土木事務所 許認可指導課

〒243-0016 神奈川県厚木市田村町2-28

電話：046-223-1711（代）

Mail：atudo.1915.kyoshi@pref.kanagawa.lg.jp

② 利用調整

利用エリア、利用時間等について公園管理事務所と調整を行ってください。

[公園連絡先]

県立あいかわ公園 〒243-0307 神奈川県愛甲郡愛川町半原5423

電話：046-281-3646（公益財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団）

県立七沢森林公园 〒243-0121 神奈川県厚木市七沢901-1

電話：046-247-9870（公益財団法人 神奈川県公園協会）

③ 申請書等作成、提出

別添記載例を参考に申請書等を作成し、当所に提出してください。

④ 審査—許可

⑤ 許可書の受け取り

厚木土木事務所にて許可書をお受け取りください。

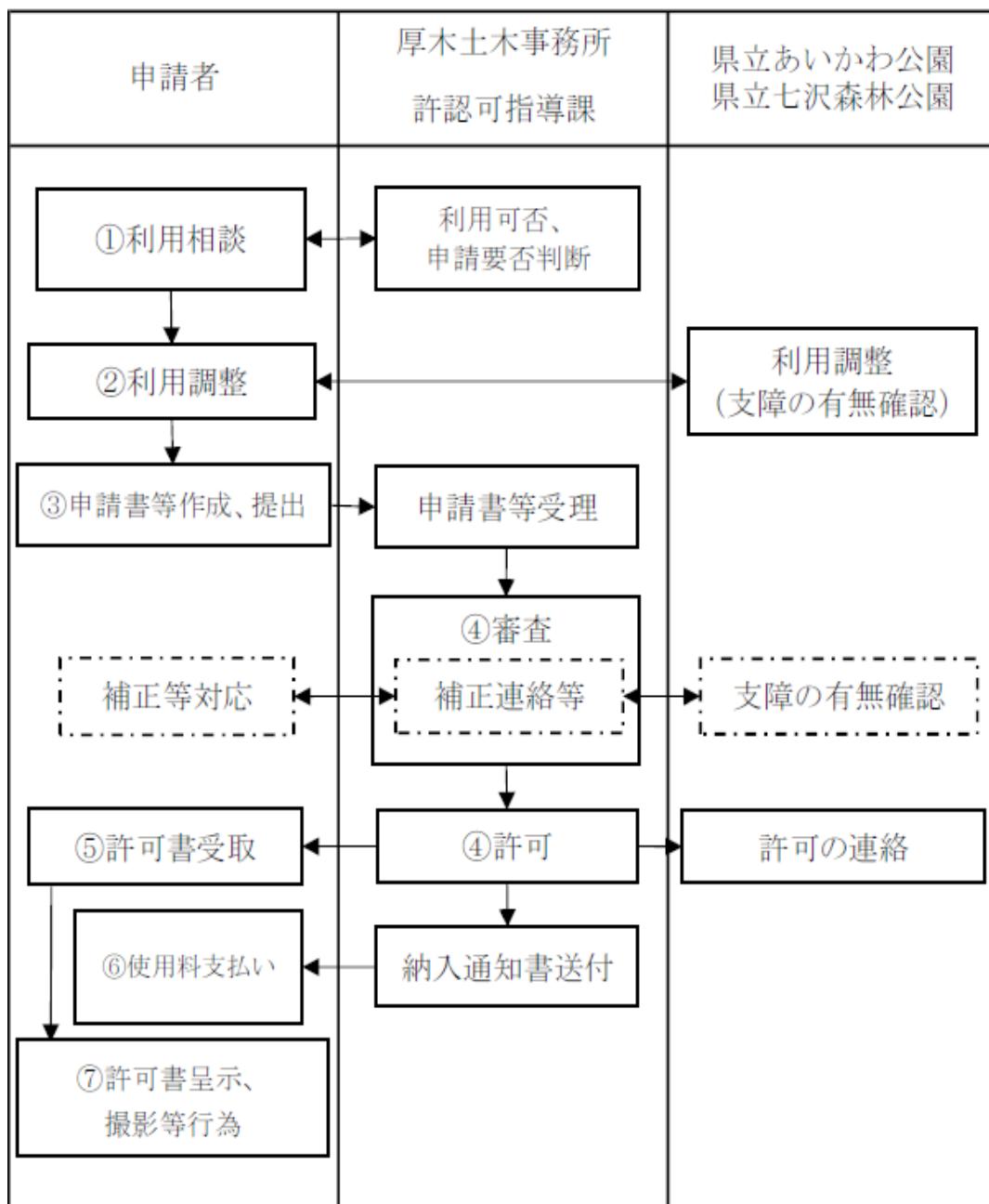
※ 許可書の郵送をご希望の場合は、返信用封筒（定形郵便物50g以内を送るのに必要な切手を貼ったもの）を申請時に提出してください。

⑥ 使用料の支払い

許可後1週間に目途に納入通知書を郵送しますので、利用・撮影前に金融機関にてお支払いください。なお、公園を利用しなかった場合でも使用料はお支払いいただきます。

⑦ 許可書呈示

利用・撮影時に公園管理事務所に許可書を呈示してください。



記載例を参考にして作成してください。

- **利用位置図**

公園利用計画書Excelファイル付属している園内マップに、利用範囲を記して作成してください。

(2) 利用内容により必要となる書類

- **減免申請書（事前相談にて減免可能と判断された場合）**

公共的目的等で利用する場合は、使用料を減額又は免除できる可能性があるので、ご相談ください。

- **許可書郵送封筒（許可書の郵送受取を希望する場合）**

定型郵便物50g以内を送るのに必要な切手を貼り提出してください。

- **占用許可申請書**

テント等の構造物を設置する場合は、別に「公園占用許可」が必要となりますのでご相談ください。

3 使用料 ※減免の可否については、ご相談下さい。

区分	単位	使用料	税込
業として行う映画若しくは写真の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音、録画若しくは放送	1日	15,700円×日数×消費税 （例）1日 17,270円	
会費を徴収して行う写真撮影会	1日	7,900円×日数×消費税 （例）1日 8,690円	
競技会その他これに類するもの	1時間	900円×使用時間×消費税 （例）1時間 990円	
展示会、集会その他これらに類するもの	1m ² 1日	9円×(使用面積)m ² ×使用日数×消費税 （例）1000m ² 、1日 9900円	

4 注意事項

- (1) 公園内での禁止行為（車の乗り入れ、喫煙、使用可能場所以外での火気使用等）に該当する利用は許可できません。
- (2) 利用に際しては、公園管理者の指示に従い、公園施設を損傷又は汚損しないよう留意してください。
- (3) 利用時間は原則として9:00～17:00です。それ以外の時間を希望する場合は利用調整により支障の有無を確認してください。

(参考)撮影許可要否の具体例と都市公園内の禁止行為

1 撮影許可(神奈川県都市公園条例第11条第1項第2号)の要否

※許可の要否の判断は厚木土木事務所で行いますのでご相談ください。

	具体例		備考
必要	①	テレビ・ドラマ等の撮影	商用目的の撮影又は特定の場所を独占的に利用した撮影は、公園利用・管理に影響を与えるため許可が必要
	②	公園内遊具や公園内ステージを利用した形で行うwebCMの撮影	
	③	webマガジンに掲載するための公園の風景写真の撮影	
不要	①	あいかわ公園工芸工房村の外観及び体験の取材撮影	公園内の出来事を報道するための撮影は許可不要
	②	趣味で行うコスプレ撮影	特定の場所を独占的に利用した撮影でなければ、公園の自由利用の範囲として、許可不要

2 禁止行為(神奈川県都市公園条例第13条)

号	禁止行為
1	都市公園施設を損傷し、又は汚損すること。
2	木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
3	土地の形質を変更すること。
4	鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること(※昆虫、爬虫類もご遠慮いただいています)。
5	貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
6	ごみその他の汚物を捨てること。
7	立入禁止区域に立ち入ること。
8	指定された場所以外の場所に車馬を乗り入れ(※車両の乗り入れなど)、又は留め置くこと。
9	都市公園をその用途以外に使用すること。

○（記載例）公園内行為許可申請書

公園内行為許可申請書	
神奈川県都市公園条例第11条第1項の規定により、次のとおり都市公園内における行為の許可を申請します。	
令和×年×月×日	
申請者 住 所 神奈川県厚木市××	
郵便番号 243-××××	
氏 名 株式会社××	
代表取締役 ×× ××	
電話番号 ×××-××××-××××	
〔法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
申請者が法人等の場合は代表者名 (役職)を記載してください。 ※使用料の請求先となります。	
申請担当者(連絡先)を記載して ください。	
担当 企画部 ××	
電話 090-××××-××××	
神奈川県厚木土木事務所長 殿	

行為の内容	公園でキャッチボールをする様子の撮影 詳細は、企画書及び台本のとおり
行為の目的	映画××の撮影のため
行為期間	令和×年×月×日(×)午前10時から午後3時まで (雨天予備日 令和×年×月×日(×)午前10時から午後3時まで)
行為の場所	県立あいかわ公園 風の丘
使用する公園施設	遊具やステージ等公園施設を利用する場合は記載してください。
現場責任者の住所、 氏名及び連絡先	株式会社×× ×× ×× ×××-××××-××××
その他必要な事項	占用許可が必要な場合や減免申請を行う場合にはその旨記載してください。